

福岡県公報

平成21年1月21日
第 2 9 2 1 号

目 次

告 示 (第109号 - 第121号)

県営土地改良事業の工事の完了	(農村整備課)	1
土地区画整理事業の事業計画の変更の認可	(都市計画課)	1
道路の区域の変更	(道路維持課)	2
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課)	2
道路の区域の変更	(道路維持課)	2
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	3
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	3
公共測量の実施	(県土整備総務課)	4
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	4
道路の供用の開始	(道路維持課)	4
道路の供用の開始	(道路維持課)	4
道路の供用の開始	(道路維持課)	4
土地改良区の成立	(農村整備課)	5
公 告			
産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の閲覧	(廃棄物対策課)	5
落札者等の公示	(企画交通課)	5
一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	6
貸金業者の登録の取消し	(中小企業経営金融課)	8
産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の閲覧			

(廃棄物対策課) 8

雑 報

福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見及び答申の概要
(保健衛生課) 9

正 誤

道路の区域の変更(平成20年10月福岡県告示第1645号)中正誤10

告 示

福岡県告示第109号
県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により次のように公告する。

平成21年1月21日

福岡県知事 麻 生 渡

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
区画整理事業(桜井地区)	平成18年3月28日
区画整理事業(金生地区)	平成18年3月31日
区画整理事業(五徳地区)	平成18年3月31日
区画整理事業(佐与地区)	平成19年3月16日
区画整理事業(山口地区)	平成19年3月27日

福岡県告示第110号
土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

平成21年1月21日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 組合の名称
久山町上久原土地区画整理組合

- 2 事業施行期間
平成元年3月14日から平成23年3月31日まで
- 3 施行地区
久山町大字久原字松浦、字池上、字山ノ神、字上ヶ原、字古賀ノ脇及び字橋本の各一部
- 4 事務所の所在地
糟屋郡久山町大字久原664番地
- 5 設立認可の年月日
平成元年3月14日
- 6 変更認可の年月日
平成21年1月9日

福岡県告示第111号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。
 その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成21年1月21日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
宗 像	県 道	町川原赤間線	前	宗像市赤間1丁目21番1先から 宗像市赤間2丁目293番2先まで	7.8 ~ 25.8	508.0
			後	同上	11.4 ~ 25.8	508.0

福岡県告示第112号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定したので、同条第3項の規定により公示する。

平成21年1月21日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 区域の名称 小松堀
- 2 区域の所在地 うきは市浮羽町小塩
- 3 土地の表示
次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から7号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と7号とを結んだ線に囲まれた区域

市	町	大字	字	地 番	標柱番号	
うきは	浮羽	小塩	西小松堀	2621番3	1号	
				2621番11	2号	
			大 坂	2644番5地先道路敷		3号
				小松堀	2704番3地先水路敷	4号
			2707番1地先道路敷		5号	
			西小松堀	2618番地先道路敷		6号
小松堀	2705番1		7号			

福岡県告示第113号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。
 その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年1月21日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
大牟田	県 道	南 関 大牟田北 線	前	大牟田市大字岩本2178番1 先から 大牟田市大字岩本2185番3 先まで	11.9 ～ 27.0	60.0
			後	同上	14.0 ～ 31.0	60.0

福岡県告示第114号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年1月21日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成20年12月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
NPO 法人くるめSTP
 - (2) 代表者の氏名
向笠 章子
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県久留米市東町492番地クィーンズ久留米ステーションスクエア1101号
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、ADHD等の発達障害の児童およびその家族に対して、教育・心理・医療等の関係機関が連携した包括的支援に関する事業を行い、その生活の質の向上ならびに発達障害についての理解、啓発に寄与することを目的とする。

福岡県告示第115号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年1月21日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成20年12月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
(変更前) 特定非営利活動法人親と子の共育サポートふくおか
(変更後) NPO法人 アクティブ・ペアレンティング共育サポート
 - (2) 代表者の氏名
鶴田 明子
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市早良区小田部1丁目4番16号
 - (4) 定款に記載された目的
(変更前) この法人は、子どもたちやその親を中心に広く一般市民に対し、金銭教育活動やAP（より良い親子関係）活動、消費者教育活動等を行い、生涯にわたって誰もが安心して暮らすための金融や消費に関する知識の普及を図るとともに、親子のより良いコミュニケーションを築くための研修会や金銭教育の手法を生かした介護予防のための高齢者向け学習教室等を開催し、青少年の健全育成と福祉及び公益の増進に寄与することを目的とする。
(変更後) この法人は、子どもたちやその保護者、子どもの教育に携わる人を中心に広く一般市民に対し、子どもの「勇気」「責任感」「協調性」を育てるアクティブ・ペアレンティング（より良い親子関係講座。以下、「AP」と称す。）の活動を中心に、さまざまな人間関係において誰もがより良いコミュニケーションを築けるよう研修会や学習会等を開催する。
また生きていくのに必要不可欠な「お金」に関する教育活動として、安心して子

育てをするために必要な保護者のライフプランニングや生涯にわたって安心して暮らすための金融や消費に関する知識の普及を図るとともに、子どもが自立するために必要な金銭感覚を磨く「子どもの金銭教育」活動も同時に行い、青少年の健全育成と福祉及び公益の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第116号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成21年1月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（平成20年度地盤沈下観測調査一級水準測量事業）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
柳川市、大牟田市、大川市、筑後市、みやま市、三潴郡大木町	平成21年1月13日から 平成21年3月19日まで

福岡県告示第117号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成21年1月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 サニー須恵店
- (2) 所在地 福岡県糟屋郡須恵町大字須恵字赤坂488番1号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第118号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成21年1月21日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年1月21日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	飯塚線 大野城線	糟屋郡宇美町宇美5丁目3652番3先から 糟屋郡宇美町宇美5丁目3716番8先まで

福岡県告示第119号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成21年1月21日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年1月21日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	495号	糟屋郡新宮町下府2丁目838番5先から 糟屋郡新宮町下府2丁目836番3先まで

福岡県告示第120号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平

成21年1月21日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年1月21日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	495号	糟屋郡新宮町下府2丁目840番121先から 糟屋郡新宮町下府2丁目840番17先まで

福岡県告示第121号

次の土地改良区が成立したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第3項の規定により公告する。

平成21年1月21日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	認可年月日
元松原土地改良区	平成21年1月6日

公 告

公告

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成2年福岡県条例第20号）第6条第2項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の提出があり、同条例第7条第2項の規定により指定地域を定め、同条第3項の規定によりその旨を通知したので、同条例第8条第1項の規定により次のように公告し、当該環境調査書を縦覧に供する。

平成21年1月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 設置者の名称及び住所並びに代表者の氏名

有限会社タイヤチップセンター

大野城市御笠川一丁目16番13号

代表取締役 白井 修

2 施設の種類及び処理能力

廃プラスチック類の破碎施設

一日当たり 17.76トン

廃プラスチック類の破碎施設

一日あたり 9.6トン

3 設置場所

大野城市御笠川一丁目16番15

4 指定地域

大野城市御笠川、山田及び筒井のそれぞれ一部

上の区域を図面において表示し、5に掲げる場所に備え置いて縦覧に供する。

5 縦覧の場所

福岡県環境部廃棄物対策課及び福岡県筑紫保健福祉環境事務所

6 縦覧の期間

平成21年1月21日から同年2月20日まで

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成21年1月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 落札に係る契約事項の名称

土木情報システムに係るパーソナルコンピュータ等の賃貸借及び保守業務契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県県土整備部企画交通課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日
平成20年12月11日

4 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名
NECキャピタルソリューション株式会社 九州支社
(2) 住所
福岡市博多区御供所町1-1

5 落札金額
307,480,320円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 入札公告日
平成20年10月31日

公告
福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。
平21年1月21日
福岡県知事 麻 生 渡

1 調達内容
(1) 調達物品の名称及び数量
パーソナルコンピュータ (ノート型) 81台
(2) 調達物品の特質等
入札説明書による。
(3) 納入期限
平成21年3月13日 (金)
(4) 納入場所
福岡県警察本部

2 入札参加資格 (地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格 (平成19年3月福岡県告示第711号)」に定める資格を得ている者 (競争入札参加資格者名簿 (物品) 登載者)

3 入札参加条件 (地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成21年2月12日現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大 分 類	中 分 類	業 種 名	等 級
01	02	事 務 機 器	AA、A
05	01	電 気 器 具	AA、A
05	02	電 気 通 信 機 器	AA、A

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
(3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。
(4) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者
(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱 (平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達) に基づく指名停止 (以下「指名停止」という。) 期間中でない者
(6) 福岡県内に本店、支店又は営業所等を有する事業者であること。

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-641-4141 内線2236

5 入札参加申請書の提出
(1) 入札に参加しようとする者は、「入札参加申請書」を提出すること。
(2) 提出場所

4の部局とする。

(3) 提出期間

平成21年1月21日(水)から平成21年1月30日(金)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(4) 提出方法

直接又は郵便(書留郵便に限る。提出期間内必着)で行う。

6 入札参加の確認結果の通知

5の入札参加申請書を提出した者については、「入札参加確認通知書」により入札参加の可否について通知を行うものとする。

7 契約条項を示す場所

4の部局とする。

8 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成21年1月21日(水)から平成21年1月30日(金)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

9 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

福岡県警察本部3階 総務部会議室

(2) 日時

平成21年1月30日(金) 午後1時00分

10 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

11 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

4の部局とする。

(2) 受領期限

平成21年2月12日(木) 午後6時00分

(3) 提出方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行う。

12 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県警察本部地下1階入札室

(2) 日時

平成21年2月13日(金) 午前10時00分

13 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

14 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を

提出する場合

15 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、13により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が14の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

16 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同價の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

17 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

公告

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の5第1項の規定に基づき、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第24条の6の8の規定により公告する。

平成21年1月21日

福岡県知事 麻生 渡

商号又は名称及び氏名（法人にあっては代表者の氏名）	主たる営業所の所在地	登録番号及び登録年月日	行政処分の年月日及び内容	適用条文
恵屋 山口 恵四郎	田川郡糸田町3664番地1	福岡県知事 (1)第08398号 平成18年5月15日	平成20年12月20日 登録取消処分	貸金業法第24条の6の5第1項

公告

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成2年福岡県条例第20号）第6条第2項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の提出があり、同条例第7条第2項の規定により指定地域を定め、同条第3項の規定によりその旨を通知したので、同条例第8条第1項の規定により次のように公告し、当該環境調査書を閲覧に供する。

平成21年1月21日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 設置者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社永和
遠賀郡岡垣町大字野間15番地の1
代表取締役 宮原 純彦
- 2 施設の種類及び処理能力
ガラスくず等の破碎施設
一日当たり 14.4トン
- 3 設置場所
遠賀郡岡垣町大字野間字尾高原2番13
- 4 指定地域

遠賀郡岡垣町大字野間の一部、大字高倉の一部、大字上畑の一部及び大字海老津の一部

上の区域を図面において表示し、5に掲げる場所に備え置いて閲覧に供する。

5 閲覧の場所

福岡県環境部廃棄物対策課及び福岡県遠賀保健福祉環境事務所

6 閲覧の期間

平成21年1月21日から同年2月20日まで

雑 法

福岡県生活衛生営業審議会公告

公衆浴場入浴料金の今後のあり方についての答申案に関し、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行改推第92号）第8条第1項の規定により、提出された意見の要旨及び知事への答申について次のとおり公表します。

平成21年1月21日

福岡県生活衛生営業審議会 会長 西原 宏

1 提出された意見の要旨

(1) 期間内に提出された意見の総数 0件

2 知事への答申

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条に基づく料金の指定については、大人は現行の410円から30円の値上げを行い440円とし、中人は現行の170円から10円の値上げを行い180円とし、小人は現行の60円から10円の値上げを行い70円とすることが適当である。

料金の改定は、平成21年2月16日からとすることが適当である。

(理由)

- 1 昨年から原油価格が高騰している中で、特にA重油は価格が高止まりしており、公衆浴場業者から料金引き上げの要望がなされたこと。
- 2 このほど県が実施した公衆浴場経営実態調査結果に基づき、収入及び必要経費の両面から算定した仮定料金単価は大人料金が446円、中人料金が185円、小人料金が65円であり、現行料金との差額はそれぞれ36円、15円及び5円であったこと

。

また、中人料金は平成12年から、小人料金は昭和55年から据え置いており、大人料金との格差が大きくなっていること。

- 3 答申後、一定の周知期間を経て速やかに実施することが望ましいことから、今回の答申に基づく改定は平成21年2月16日からとすることが適当と考えられること。

(補足意見)

県及び市町村におかれては、これまでも普通公衆浴場の経営の安定と確保を目的に所要の助成措置が講じられているところである。

しかし、昨今の燃料費の高騰など、普通公衆浴場業を取り巻く経営環境はさらに厳しさを増している。

普通公衆浴場に課せられた自家風呂を持たない住民に対する入浴機会の提供という社会的使命や高齢者をはじめとする地域住民相互の交流の促進といった役割を十分に斟酌され、今後とも公的助成の充実、代替燃料等の情報収集及び提供、さらに、独自事業の宣伝方法や普通公衆浴場の新たな活用方法の検討など、その振興による施設の確保に努める必要がある。

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
20・10・10	2884	告 示	1645	4			4	表中	1022番 2 先	1036番 1 先
							6	表中	1021番 1 先	1004番 2 先